

関西国際大学教育学部卒業論文に関する内規

2010（平成 22）年 4 月 22 日施行

（趣旨）

第 1 条 この内規は、関西国際大学履修規程第 3 条の規定に基づき、教育学部（以下「本学部」という。）において卒業研究を受講する学生が執筆する卒業論文について、必要な事項を定めるものとする。

（題目の登録）

第 2 条 卒業論文を提出する予定の学生は、3 月末に卒業する場合は当該年度の 6 月末日、9 月末日に卒業する場合は前年度の 12 月 22 日を期日として、別に定める登録の書式により、卒業研究担当教員を通じて学科長にその題目を提出し、登録しなければならない。

2 前項に規定する期日が、土曜日又は休業日に当たる場合は、直前の土曜日又は休業日でない日を期日とする。

3 卒業論文の題目は、本学部での学習と直結する分野及び内容に限るものとする。

（題目の変更）

第 3 条 題目の変更は、3 月末に卒業する場合は当該年度の 10 月末日、9 月末日に卒業する場合は当該年度の 4 月末日を期日として、卒業研究担当教員を通じて学科長に届け出なければならない。この場合において、原則として期日以後の変更は認めない。

2 前項に規定する期日については、前条第 2 項の規定を適用する。

（書式等の形式）

第 4 条 卒業論文の書式及び装丁その他の形式については、学科が別に定める執筆要領に基づくものとする。

（提出期限）

第 5 条 卒業論文は、学科が別に定める期限までに提出しなければならない。

（提出方法）

第 6 条 卒業論文は、PDF ファイル（Portable Document Format）形式にて学科が別に定める電磁的方法により提出するものとする。

（審査）

第 7 条 卒業論文の審査は、卒業研究の担当教員及びその他の専任教員との複数名で行うものとする。

（再試験）

第 8 条 卒業研究の再試験については、これを行わない。

（改廃）

第 9 条 この内規の改廃は、教授会の議を経て学長が決定し、これを行うものとする。

附 則

本内規は平成 22 年 4 月 21 日より適用する。

附 則

この内規は平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この内規は 2011 年 4 月 13 日から施行する。

附 則

この内規は 2015 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この内規は、2024（令和 6）年 4 月 1 日から施行する。

(改正内容)

- 2 この内規における改正内容は、次のとおりである。
 - (1) 提出方法に PDF ファイルを追加するため、第 6 条を加える。
 - (2) 再試験を行わないことを規定するため、第 8 条を加える。
 - (3) その他必要な文言の改正を行う。

附 則

(施行期日)

- 1 この内規は、2025（令和 7）年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の第 6 条に規定する提出方法については、2021 年度生以前の年度生のうち、卒業研究を履修中の学生の取扱いは、なお従前の例によるものとする。

(改正内容)

- 3 この内規における改正内容は、次のとおりである。
 - (1) 提出方法を PDF ファイルのみに改めるため、第 6 条を改正する。